

## 2 公園緑地の整備

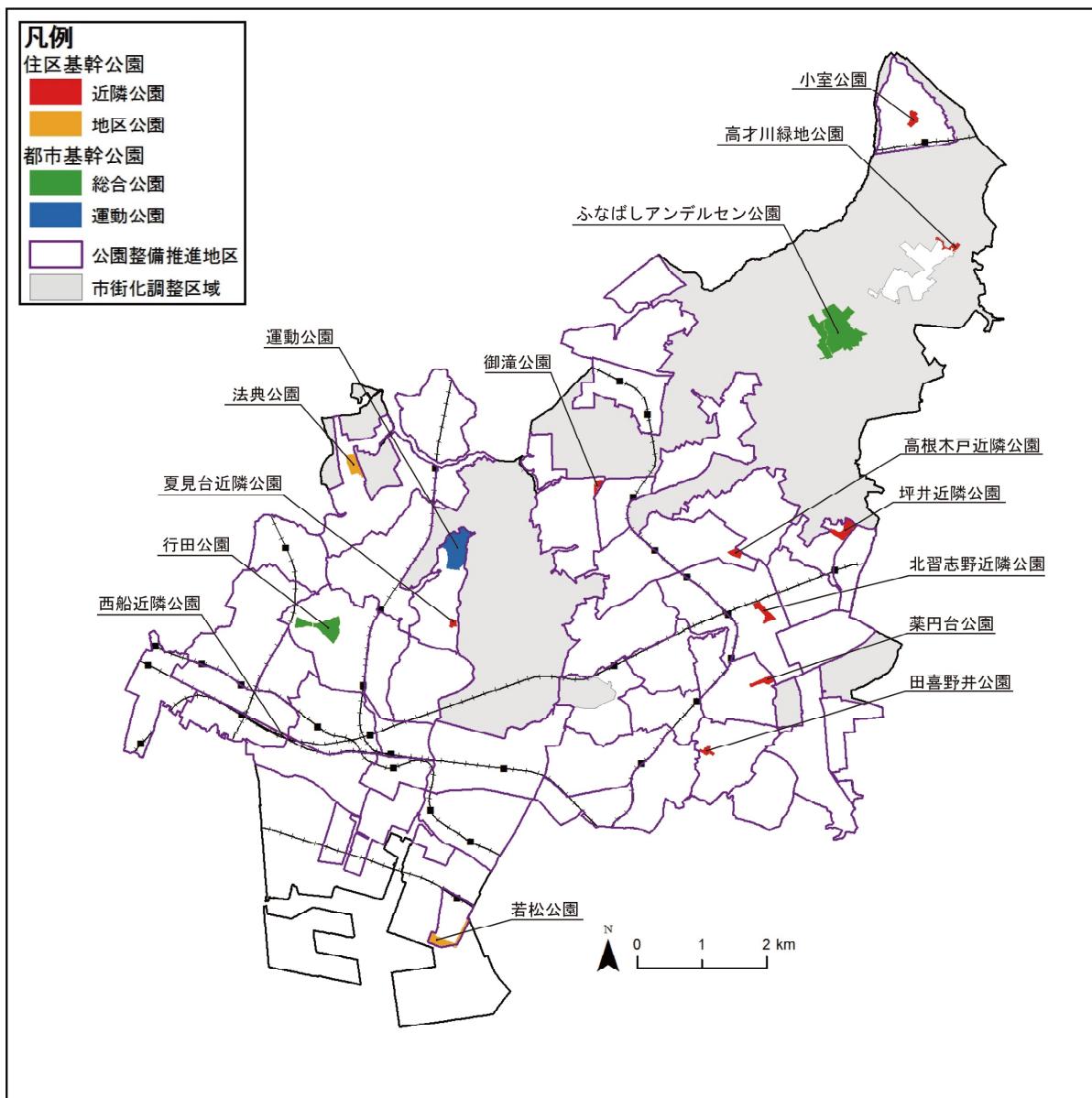
### (1) 現況と課題

本市では、積極的に公園緑地の整備に取り組んできましたが、人口増加と密集した土地利用の進展による用地取得の困難さから、十分な量の確保に至らず、全国あるいは県下、周辺市と比較しても一人当たりの公園面積が少ない状況です。

公園種別ごとでは、最も身近な住民の利用のために設置される街区公園は比較的整備が進んでいますが、近隣公園、地区公園は不足しています。また、市全域の住民のために設置される都市基幹公園では、運動公園が不足しています。

本市は、福祉と緑の都市宣言を行っているほか、高齢化が進んだ社会への対応、災害時の避難地となる身近な公園の重要性などを踏まえると、市街化が進み、都市基盤が十分でないという現状を認識した上で、公園緑地の整備推進が必要となります。

なお、平成19年度に市内6地区を緑化重点地区とし、公園整備などの推進を図ってきましたが、平成24年度からは市全域を緑化重点地区に拡大しています。



## (2) 基本的な考え方

都市の中の身近な公園・緑地や、市民のレクリエーション需要に応える都市基幹公園の整備に努め、都市の快適性や都市防災に寄与する公園が充実したまちづくりを推進します。

## (3) 個別施策

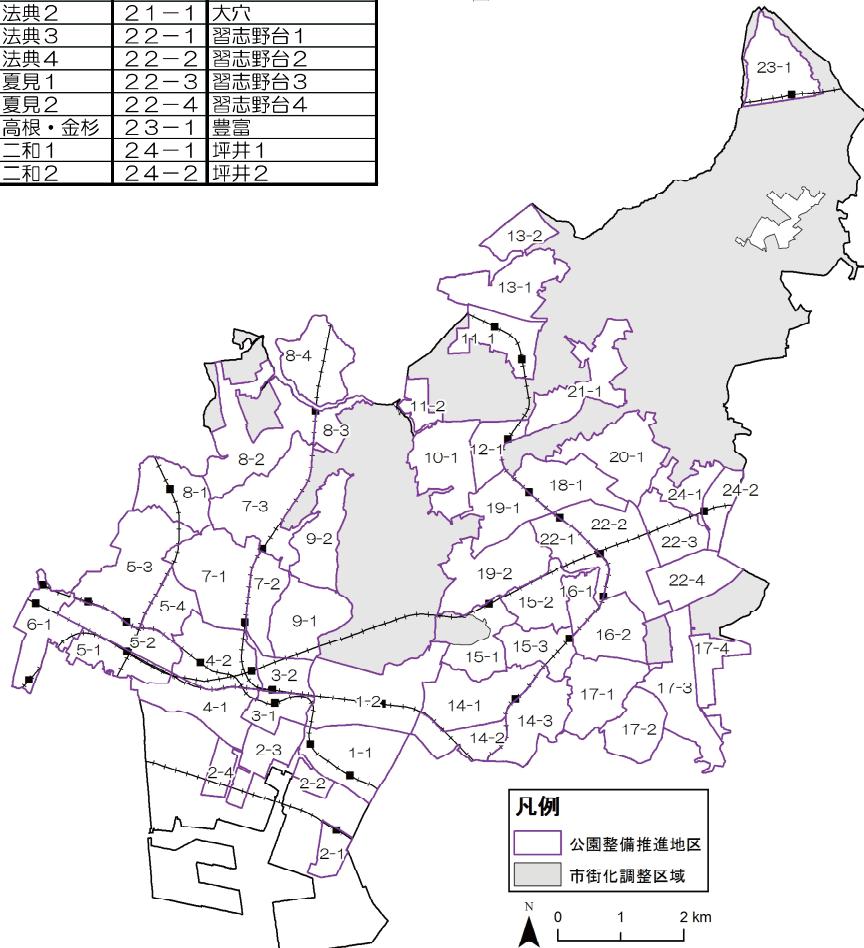
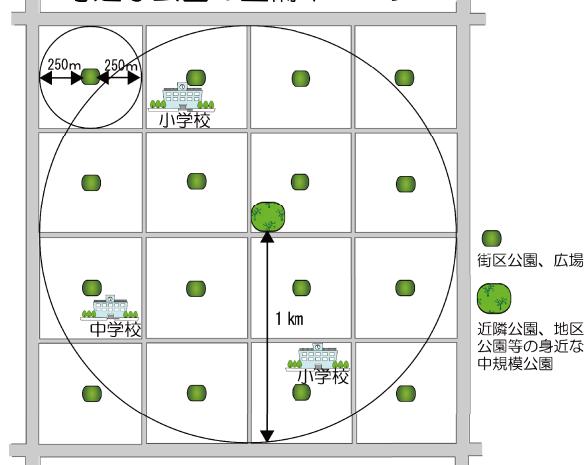
### 2-1 公園不足地区における優先的整備の推進 [継続]

市街地を町丁目や線路等の分断要素の点から54の公園整備推進地区に分け、各地区的公園整備状況をもとに、公園が不足している地区に優先的に公園を整備していきます。

公園整備推進地区の一覧

地区番号	地区名	地区番号	地区名
1-1	宮本1	12-1	三咲
1-2	宮本2	13-1	八木が谷1
2-1	湊町1	13-2	八木が谷2
2-2	湊町2	14-1	前原1
2-3	湊町3	14-2	前原2
2-4	湊町4	14-3	前原3
3-1	本町1	15-1	二宮・飯山満1
3-2	本町2	15-2	二宮・飯山満2
4-1	海神1	15-3	二宮・飯山満3
4-2	海神2	16-1	葉円台1
5-1	葛飾1	16-2	葉円台2
5-2	葛飾2	17-1	三山・田喜野井1
5-3	葛飾3	17-2	三山・田喜野井2
5-4	葛飾4	17-3	三山・田喜野井3
6-1	中山	17-4	三山・田喜野井4
7-1	塚田1	18-1	高根台
7-2	塚田2	19-1	新高根・芝山1
7-3	塚田3	19-2	新高根・芝山2
8-1	法典1	20-1	松が丘
8-2	法典2	21-1	大穴
8-3	法典3	22-1	習志野台1
8-4	法典4	22-2	習志野台2
9-1	夏見1	22-3	習志野台3
9-2	夏見2	22-4	習志野台4
10-1	高根・金杉	23-1	豊富
11-1	二和1	24-1	坪井1
11-2	二和2	24-2	坪井2

身近な公園の整備イメージ



公園整備推進地区

## 2-2 公園等の恒久性の確保 [継続]

公園等の恒久性を確保するため、都市公園法に基づく都市公園として開設するとともに、一定規模以上の都市公園については都市計画決定を行います。また、借地により開設している公園は用地取得を推進します。

## 2-3 土地区画整理事業や再開発事業等との連携による整備 [継続]

土地区画整理事業や再開発事業等の実施の際には、公園整備等の協議を行い必要となる公園や緑地の確保を図るとともに、地区計画や緑地に関する協定も活用しながら緑のまちづくりを進めます。

## 2-4 既存国有地の活用 [継続]

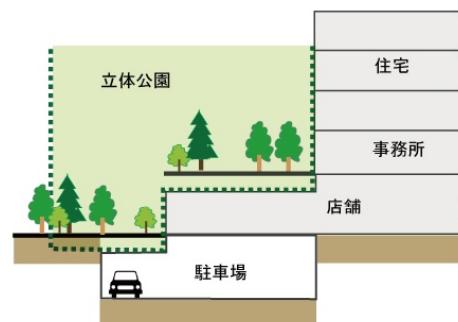
国有地等の払下げに際し、公園不足地域等の状況を踏まえ、用地取得並びに公園整備を検討していきます。

## 2-5 隣接する市街化調整区域での公園整備 [継続]

既に宅地化された市街化区域内で、まとまった公園用地の確保が難しい場合に、隣接する市街化調整区域において公園整備を進めることを検討していきます。

## 2-6 市街地の立体的な土地利用による公園整備 [新規]

人工地盤の上部利用や立体都市公園制度など、市街地の限られた用地を立体的に活用する制度により、都市部の公園不足地域での公園整備を検討していきます。



## 2-7 新たな運動公園の整備 [継続]

スポーツ健康都市宣言を踏まえ、市民の利便性を図るため新たな運動公園の整備を検討します。

## 2-8 開放型の都市緑地の整備 [継続]

緑地保全を第一の目的とする都市緑地の整備においても、市民が利用できる開放型の緑地整備を検討します。

## 2-9 特色ある公園等の整備 [継続]

地域特性を活かした公園や特徴的な施設の整備により、特色ある公園等の整備状況を把握していきます。

### ふなばしアンデルセン公園

北部アンデルセン環境軸の拠点として、さらには、レクリエーション活動の中心として、良好な自然環境を活かした魅力ある公園とするべく未整備エリアの整備を進めます。

それに加え、施設の改修や再整備も行いながら、機能・魅力を高めていきます。



### ふなばし三番瀬海浜公園

東京湾最奥部の貴重な干潟「三番瀬」に隣接するふなばし三番瀬海浜公園に、三番瀬の自然について学べる環境学習施設などを整備します。（詳細は4ページ）

### 運動公園

本市のスポーツの拠点である運動公園の老朽化したプール施設を、流れるプールを新設するなどし、遊戯性を高めたプールに再整備します。（詳細は4ページ）

### (仮)葛南広域公園

都市化が進み広域的な利用に資する公園が不足している県北西部の葛南自然ふれあいモデル地区に構想された広域公園の早期具体化について、周辺市と連携して千葉県に要望していきます。

### 海老川調節池

千葉県が行う海老川調節池の整備において、周辺地区のまちづくりにあわせ、水や緑に親しめるような公園的な多目的利用が図られるよう協議していきます。

## 2-10 防災機能の強化 [継続]

防災活動の拠点となる防災公園の整備を検討する一方、都市公園の整備や再整備の際に、周辺状況を考慮した上で地元自治会等と協議し、非常時に利用できる防災施設や耐火性のある樹種の導入などにより防災機能の強化を図ります。



災害時にかまどになる  
ベンチとテントになる  
パーゴラ（日陰棚）

## 2-11 都市公園の再整備による活性化 [継続]

施設の老朽化や、近隣住民の年齢層の推移などから起こる利用形態の変化により、利用状況の低下がみられる公園においては、再整備により活性化を図ります。

また、子育て支援や高齢化対応の充実を図るなど周辺地域のニーズや取組を踏まえて、機能の集約や分配などを考慮した既設の都市公園の再編についても検討します。

## 2-12 生産緑地の活用 [継続]

市街地の緑地空間確保に寄与する都市農地に関し、国の動向を注視するとともに新たな施策も検討し、生産緑地制度の活用を継続していきます。その中で、面積や接道条件などの要件を満たしている箇所の買い取り申し出があった場合、公園としての活用を検討します。

### ③ 緑化の推進

#### (1) 現況と課題

都市の緑には、第1章にあるように様々な機能があります。その機能を維持し、高めるために、これまで道路や公共施設の緑化、新規宅地や工場等の事業所への緑化指導などにより市民、事業者、行政のそれぞれが協力しながら都市の緑の創出を進めてきました。

船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例、船橋市環境共生まちづくり条例では、新規宅地等への緑化指導や緑地協定制度による緑地の創出などを行っています。

公共施設に関して、道路緑化は、街路樹の整備状況が十分でなくネットワーク化されていないため、広幅員で緑のネットワークの形成が可能な道路について緑化を検討する必要があります。

また、市庁舎や、中央公民館などでは、シンボルとなるような緑化を行い、まちの景観形成に大きな役割を果たしてきましたが、主要な公共施設の緑化は、まだ十分とはいえません。



緑豊かな街路樹



公共施設と街路樹が一体となった  
緑のまちづくり

都市の緑を増やすには、公園緑地の整備が中心となります。本市のように市街化の進んだ都市では、まとまった用地の確保が困難な場合が多く、公園緑地の整備だけで対応するには限界があります。そのため、例え1箇所の面積は大きくなくても、視覚的に緑量を感じ、緑の効果が高いような立体的な緑を各所に形成することにより、「福祉と緑の都市宣言」にふさわしい、緑が豊かに感じられる都市づくりを進めることができます。

#### (2) 基本的な考え方

市民が身近な生活の中で豊かな緑を感じられるよう、公共施設や民有地において視覚的に緑量を感じ、緑の効果が高いような緑の創出を積極的に進めます。

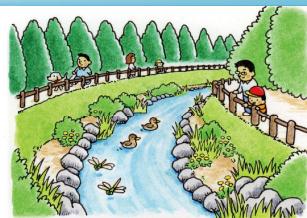
### (3) 個別施策

#### 3-1 街路樹による道路緑化の推進 [継続]

幅員16m以上の道路整備にあたり、計画的な道路緑化を推進するため、周辺の土地利用状況や歩行者通行量を考慮した上で、街路樹を設置できるところに、街並みや地域特性を考慮した街路樹の導入を検討していきます。

#### 3-2 自然を活かした水辺環境の創出 [継続]

河川や調節池の周辺に遊歩道や緑地などを整備し、水や緑とふれあえる親水拠点を創出します。また、遊歩道等の活用を推進するため、ベンチなどの施設設置状況の把握や、新規整備も検討していきます。



#### 3-3 公共施設の緑化 [継続]

公共施設の新設や建て替えに際しては、地域の景観に考慮した接道部分の緑化を推進し、地域のシンボルとなるような景観木・生垣を積極的に導入していくよう協議します。

#### 3-4 生垣助成 [継続]

生垣の視覚効果や防災効果を高める適正な管理をしていくため、現在行っている生垣管理に対する助成の対象を広げ、設置の推進と管理状況の質が高まるよう制度の見直しを図ります。また、管理だけでなく生垣の設置に対する助成制度についても検討します。

##### 【制度概要】

現行制度では延長が30m以上で、樹容が美観上特にすぐれている箇所を所有者の申請により指定し、助成を実施。

#### 3-5 宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進 [継続]

宅地開発や事業所等の設置の協議の際には、緑の保全と緑化の推進に関する条例や環境共生まちづくり条例などによる緑化の指導をしていきます。



#### 3-6 立体的な緑の推進 [継続]

市街地における緑の視覚的効果と、夏季のヒートアイランド現象への対策に効果の高い屋上緑化、壁面緑化及び緑のカーテンなどの立体的な緑化を推進していきます。



## 4 緑の効果を高める管理の充実

### (1) 現況と課題

都市の緑について、様々な効果を十分に発揮させるため、市街化が進んでいる本市では、新たに創出した緑を質の高い緑として適正に管理することが重要です。

これまで市においては、創出された緑を良好な状態に保つため、市民と連携し維持・管理に努めてきましたが、近年では周辺環境の変化や利用形態の多様化、管理面積の増大などもあり、必ずしも適切な維持・管理ができている状態にはなく、このことから市民からの苦情・要望が増えるなど、維持・管理に係わる新たな体制づくりが課題となっています。

加えて、剪定枝や木材等を焼却せずにリサイクルすることで、ごみ焼却量の減少とともに資源化の促進を図り、循環型社会に寄与するような体制づくりを進めることも必要となります。

### (2) 基本的な考え方

都市の緑を質の高い緑として維持・管理するための新たな仕組みづくりを推進していきます。

### (3) 個別施策

#### 4-1 公園・緑地・街路樹の適正な管理 [継続]

緑が目に映える、質の高い緑へと育成し管理していくため、公園や緑地、街路樹を含めた緑に対し、樹種ごとの将来樹形までを見据えた適正な管理手法を検討し、樹木管理を行っていきます。

#### 4-2 地域に根差した樹木の移植 [新規]

地域の中で親しまれシンボルとなっている樹木を、やむを得ず除去せざるを得なくなった場合に、移植等の保全方法を検討します。

#### 4-3 安全・安心な公園の維持 [継続]

犯罪や事故防止のため、適正な夜間照明の照度を確保し、死角となるような施設や植栽の改善を図ります。

#### 4-4 緑のリサイクルの推進 [継続]

樹木の剪定によって発生した枝等をチップ化し、土壤改良材等として活用していくとともに、新たな有効利用方法を検討していきます。また、公園等で木材を使用する施設を整備する際に、再生木材を使用した製品を活用します。

##### 【進行管理の指標】

木材を使用する施設の整備において、再生木材使用製品の整備割合100%を目指します。

\*再生木材とは、廃木材と廃プラスチックを主原料とした環境にやさしいリサイクル素材で、ベンチ等の製品に使用されています。

## 5 市民との協働の推進

### (1) 現況と課題

身近な公園や緑地について、現在草取りや花壇の植え替え・水やり、清掃・ごみ拾いなど、市民の協力を得て良好な維持・管理に努めていますが、今後、より地域に合った親しまれる公園として管理・活用していくためには、市民との協働がさらに重要になってきます。

また、緑や花があふれるまちを目指すには、公園等だけではなく、その他の公共空間、さらには住宅地などの緑化が必要であり、その点に関しても市民協働の推進が不可欠となります。

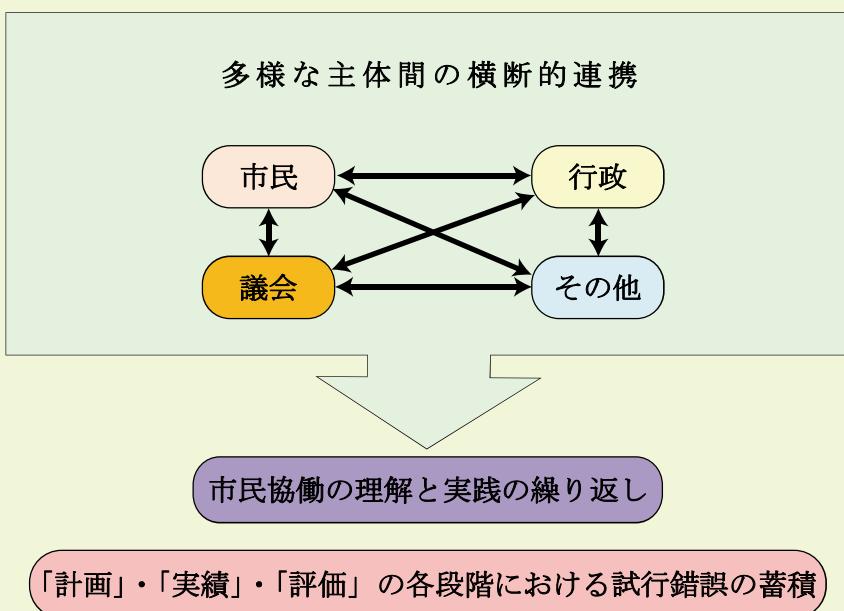
#### 「市民協働」とは・・・

あらゆる主体が、それぞれの社会的役割と責務を認識し、互いの持つ特性を尊重しつつ、補完し合い、協力・連携し合いながら、市民福祉の増進に向けた地域交流の活性化や地域における課題解決という共通の目的のために、創造的かつ持続的に取り組むこと。

#### あらゆる主体

- 市民** : 本市に在住・在勤・在学するすべての個人、町会・自治会、N P O、ボランティア団体などの市民活動団体、企業、学校及びそれらに関係する各種団体（経済・産業団体など）といった多様な主体
- 行政** : 船橋市
- 議会** : 船橋市議会
- その他** : 上記以外（国・県・他の自治体等）

—— あらゆる主体による、市民福祉の向上に向けた取り組み ——



### 事業の効率化と実施効果の向上へ！

出典：船橋市「市民協働の指針」平成20年3月

## (2) 基本的な考え方

市民との協働を推進することで、公園や緑地を地域に合った質の高いものとして管理・活用し、民有地も含め緑と花があふれるまちを目指します。

## (3) 個別施策

### 5-1 市民参加の公園づくり [継続]

公園の整備にあたっては、計画段階から市民のニーズを把握し、利用者が愛着をもてる公園づくりを進めます。また、こども未来会議室等での公園整備や利用方法に関する提案や要望についても積極的に検討していきます。

### 5-2 ふれあい花壇事業 [継続]

公園等に花壇を設置し、市民団体等に花苗の植え替えや水やりなど花壇の管理をお願いします。今後は、事業の効果を高めるため、花壇の管理についてアドバイスする専門家の派遣などにより、活動団体をサポートするような体制づくりを検討します。



#### 【進行管理の指標】

	平成26年度	平成37年度	平成47年度
実施箇所	98 箇所	120 箇所	147 箇所

### 5-3 花いっぱいまちづくり助成事業 [継続]

花のあふれるまちづくりのため、公共的な空間に花を植えている団体に、その費用の一部を助成します。今後は、より使いやすい制度になるよう手続き等を見直し、登録団体の増加を図ります。



#### 【進行管理の指標】

	平成26年度	平成37年度	平成47年度
事業参加団体	29 团体	55 团体	65 团体

### 5-4 花苗サポーター事業 [新規]

事業に協力していただける市民を登録し、種から花苗をつくるまでの育て方を講習しながら、種や必要資材を配布して花苗づくりをお願いする「花苗サポーター事業」の実施を検討します。作成した花苗のうち、一定個数を公共施設用として納品してもらい、残りは自由に育ててもらうことで、花のあふれる街を目指します。



#### 【進行管理の指標】

	平成26年度	平成47年度
花苗サポーター	—	100 人

## 5-5 町会等清掃委託制度の推進 [継続]

身近な公園の清掃等管理を町会などの団体に委託し、地域で管理していただきます。

活動団体や箇所を増やしていくよう、例えば容易なものから何段階かに管理内容のレベルを変えた委託体制にするなどの制度改正の検討や報告体制の見直しを行い推進していきます。

### 【進行管理の指標】

	平成26年度	平成37年度	平成47年度
委託箇所	359 箇所	446 箇所	543 箇所

## 5-6 地域のシンボルとなる緑づくり [新規]

公園や緑地の整備・再整備などに合わせ、地域のシンボルとなる樹種を選び、それを地域住民に植樹してもらうイベントなどを行うことで、緑を増やすとともに緑に興味を持つもらう機会や、公園に愛着を感じてもらうきっかけをつくります。

### 【進行管理の指標】

	平成26年度	平成37年度	平成47年度
植樹箇所	一	20 箇所	50 箇所

## 5-7 ビオトープ事業の推進 [継続]

生物の生息空間としての機能を高めるため、緑や花、水辺などを合わせ持ったビオトープを設置・管理し、生物多様性の拠点とします。管理運営に際しては、学校や市民団体、専門知識を有する方と協力し、環境教育や地域の交流の場としても活用できるよう、推進体制を検討していきます。

## 5-8 緑の保全に寄与する団体へのサポート [新規]

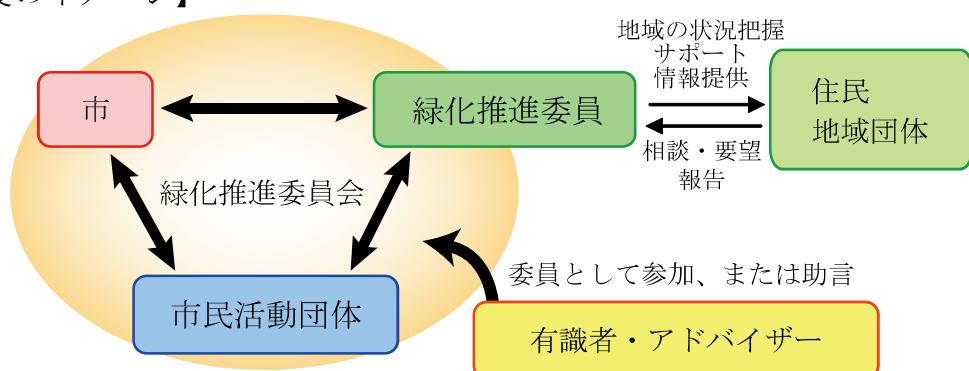
緑の保全に寄与する市民活動団体をサポートする方法やシステムを検討します。

例：活動内容の評価・表彰、市の認定証の発行、団体とその活動に興味がある市民をつなぐ、必要な機材の貸し出し、樹木医等の派遣など

## 5-9 緑化推進委員会の設置 [新規]

各施策を推進するにあたり、地域を代表して市との連携を図り、各地域の緑化状況を把握し緑化のサポートをする（仮称）緑化推進委員の委嘱と（仮称）緑化推進委員会の設置を検討します。

### 【制度のイメージ】



## 6 緑の普及・啓発

### (1) 現況と課題

都市の緑化を推進するためには、市民が緑の役割や大切さなどを学び、緑にふれて興味を持つ機会となるような普及・啓発事業を行うことが重要です。それにより、市民が緑について考え、緑を育む活動を理解し、小さなことからでも緑に関する活動を実施していただくことで、地域の緑を増やしていくことにつながると考えています。

緑の普及・啓発活動の中心的な役割を果たしていた財団法人船橋市緑の基金が平成23年3月をもって解散し、緑と花のジャンボ市や花壇コンテストなどの事業は市で引き継いで実施していますが、機関誌の発行や樹木等の自然観察会などの一部の事業は廃止されています。

### (2) 基本的な考え方

都市の緑化を一層推進するために、緑にふれる機会や緑化に関する情報の提供などの普及・啓発活動を行い、市民と一緒に緑を育てていきます。

### (3) 個別施策

#### 6-1 緑と花のジャンボ市 [継続]

植木や花苗などの販売を行う「緑と花のジャンボ市」を毎年2回（春・秋）開催します。

現在は、年2回とも天沼弁天池公園で開催していますが、今後は市内の別の地域での開催も検討するとともに、植木や花苗の販売だけでなく、展示スペースや体験コーナーなどの内容拡充についても検討していきます。



## 6-2 花壇コンテスト [継続]

個人や団体が、街中で管理している花壇のコンテストを開催し、優秀者を表彰します。今後は、事業推進のため、花壇等の作り方や花の育て方などをアドバイスする講習会等の開催も検討します。



### 【進行管理の指標】

	平成26年度	平成37年度	平成47年度
コンテスト出場団体	44 団体	55 团体	65 团体

## 6-3 公園等の情報提供 [新規]

公園等の位置や施設情報を検索するシステムを構築し、市民に情報提供することで公園等の活用促進を図ります。また、地域の活動などもサポートできるよう公園等でのイベントなどの情報を検索システムに連動させることも検討していきます。

## 6-4 環境学習プログラムの開発 [継続]

ふなばしアンデルセン公園での自然体験やふなばし三番瀬海浜公園に整備する環境学習施設での環境学習に併せ、環境に関する活動をしている市民活動団体とも協力しながら環境学習プログラムを作成し、実施していきます。

## 6-5 市の花の普及・啓発活動 [継続]

市の花である「ヒマワリ」と「カザグルマ」を周知し、市民一人ひとりの手による緑化活動を推進します。

ヒマワリの周知については、学校や保育園といった公共施設等で育てることや、種の小袋を出張所等の窓口で配布することで推進します。

カザグルマについては、自生地の保護を最優先課題としつつ、自生種から育てた苗の配布により周知を図ります。

どちらも、配布数の増加や配布箇所の拡大等により周知を強化していきます。

## 6-6 緑の散策路の普及・推進 [継続]

自然散策マップやお散歩マップの周知を図り、それを活用した散策会等の開催により普及していきます。



船橋市ホームページより

## 6-7 地域の活性化のための公園活用 [新規]

地域の活性化につながる、朝市やチャリティーイベントなどの開催場所として公園等を活用していきます。加えて、口ヶ地の紹介をしている「ふなばし撮おりゅんせ」を通して映画やドラマなどの撮影も誘致し、市に愛着を感じてもらえるよう公園を活用していきます。